

# 比較困難な選択肢のあいだでの意思決定

塩野直之

東邦大学

本発表のねらいは、「合理性」を中核に据えて人間の行為を理解しようとする、「解釈主義」の立場を批判的に考察することである。そのための手がかりとして、「価値の比較不可能性」という主題のもとに提起されてきた論点を検討する。

解釈主義とは、ドナルド・デイヴィッドソンやダニエル・デネットを源泉とする立場であり、それによると、人間の行為の説明は、信念と欲求という二種の心的状態を行為主体に帰属させることによってなされる。信念と欲求はそれぞれ強さの程度を持ち、行為およびそれを導く意思決定の合理性とは、それらの信念や欲求の強さに即して、期待効用を最大化させる選択肢を選んで行為することである。解釈主義によると、この意味での合理性は、人間を理解する際の構成原理である。つまり、合理性を欠いた人間の行為はもはや行為として捉えることができず、そのような人間に信念や欲求を帰属させることもできない。逆に、人間が十分に合理的であるならば、その行為の観察を通じてその行為主体に信念と欲求を帰属させることが可能となり、そしてそれらの信念と欲求に言及することによって、行為の説明や予測が可能となる。この意味で、解釈主義とは、「人間の本質は合理性だ」という立場である。

本発表では、上に見た解釈主義の中核をなす、信念や欲求と意思決定のあいだの合理的関係に関する考え方を、「意思決定論的合理性」と呼ぶことにする。意思決定論的合理性はいくつかの構成要素から成る。その中でも最も基本的なものは、われわれは自らの持つさまざまな欲求を、それぞれの強さに即して一定の尺度のもとに並べることができるというテーゼである。また、もう一つの構成要素と考えられるものは、合理的な意思決定のプロセスとは、信念と欲求の強さに即して期待効用が最大となる選択肢を選び出す、計算的なプロセスだというテーゼである。価値の比較不可能性は、これら二つのテーゼの双方に疑問を投げかける理由となる。

価値の比較不可能性はこれまで、主に道徳哲学や法哲学の分野で論じられてきた。ジョゼフ・ラズが *The Morality of Freedom* で行った以下の議論は、その中で最もよく知られたものである。ラズによると、二つの選択肢が比較不可能なのは、その一方が他方よりもよいとは言えず、しかもそれら両者がちょうど同じだけよいとも言えない場合である。自分が法律家になるとクラリネット奏者になるとどちらがよいか、判断できない人がいるとする。このとき、それは両方の選択肢がちょうど同じだけよいからではないことは、つぎの考察から明らかになる。いま、法律家になる選択をした場合の自分の将来が、月給が1万円高いというように、少しだけよくなる状況を考えてみる。この仮想的な状況と、法律家になるもともとの選択肢とを比較すると、この人は仮想的な法律家の選択肢の方がよいと判断する。しかし、この仮想的な法律家の選択肢と、クラリネット奏者になるもともとの選択肢を比較すると、やはり、どち

らがよいか判断することができない。つまりこの人は、二つの選択肢のあいだでどちらがよいか判断できず、しかも、その一方よりもよい選択肢を想定しても、それが他方よりもよいと判断できないのである。ラズによると、これは比較不可能性に固有な特徴であり、もともとの二つの選択肢が比較不可能であったことを示している。ここから、先に述べた意思決定論的合理性の二つのテーゼが成り立たないことが導かれる。

とはいえわれわれは、上のような比較不可能な複数の選択肢に直面したとき、どちらにも決められずに行動停止に陥るわけではない。チャールズ・テイラー、ヘンリー・リチャードソン、イライジャ・ミルグラムらの論者は、われわれがこのような状況で、望ましきの比較に基づいた計算プロセスによるのではない、いかなる仕方で選択を行うのかについて、その道筋を描こうと試みている。本発表では、それらの試みのいくつかを紹介するが、それらには共通して、ひとつの長所とひとつの問題点がある。

その長所は、比較不可能な選択肢に直面した際の意味決定の熟慮プロセスを明らかにすることを通じて、先の意思決定論的合理性の第二のテーゼを批判するとともに、われわれの人間理解を深めてくれることである。解釈主義の短所は、期待効用最大化というあまりに単純な合理性に基づいて、人間を理解しようとする点にある。これらの試みは、その短所を補うものとなるであろう。

他方、テイラーらの試みの問題点は、もし彼らの主張するように、比較不可能とされる選択肢に直面した際にも、最終的には何らかの熟慮プロセスを経て選択がなされ、しかも、もしその選択が一定の整合性の条件を満たすのであれば、逆説的ながら、もともとの選択肢はやはり比較可能だったことが示されてしまうのではないかという点である。つまり、結果的に選択された方の選択肢が望ましいという判断を、その行為主体に帰属させることができるのではないであろうか。

この問題点の背後には、意思決定論的合理性をどのように理解すべきかという論点がある。その第一の理解によれば、意思決定論的合理性は、行為主体が自らの信念と欲求の強さをそれぞれ把握した上で、それに基づいて期待効用を最大化するのはどの選択肢かを計算し、それに即して行為することに存する。他方、第二の理解によれば、行為主体はたんにさまざまな選択行動を行うだけであり、その選択が一定の整合性の条件を満たすならば、解釈者はその行為主体に、主観確率としての信念と、間隔尺度で測ることのできる基数効用としての欲求を帰属させることが可能となる。いわゆる顕示選好、ベイズ的意思決定論、そしてデイヴィドソンの公式見解は、この第二の理解に即したものであり、それは、先に挙げた意思決定論的合理性の二つのテーゼのうち、第二のテーゼなしに第一のテーゼが成り立つという考え方である。するとテイラーらの試みは、この第二の理解を脅かすものとはならないかもしれない。

本発表では、比較不可能な選択肢に直面したとき、われわれは偶然の成り行きにまかせることがあるという点に注意を向けたい。ラズの挙げたような状況で、偶然の成り行きにまかせて選択を行う場合、意思決定論的合理性の第一のテーゼが要求する整合性の条件が満たされなくなる。だがそのような生き方は、決して常に不合理とは言えないし、ましてや理解不可能ではない。したがってわれわれはそこに、意思決定論的合理性とは両立できないが、それでも人間の行為として理解できるものを見出すはずである。そしてこれは、解釈主義的な人間理解を批判する論拠となりうるであろう。